

**しまね就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム
事業実施計画書**

令和2年9月

しまね就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム

目 次

第1 趣旨	1
第2 実施期間	1
第3 現状と課題	1
1 不安定な就労状態にある者（不本意非正規雇用労働者等）	2
2 長期にわたり無業の状態にある者	2
3 社会参加に向けた支援を必要とする者	3
第4 目標・主な取組等	3
1 不安定な就労状態にある者（不本意非正規雇用労働者等）	3
(1) 目標	3
(2) 主な取組等	4
(3) 取組に係るK P I	5
2 長期にわたり無業の状態にある者	6
(1) 目標	6
(2) 主な取組等	6
(3) 取組に係るK P I	6
3 社会参加に向けた支援を必要とする者	6
(1) 目標	6
(2) 主な取組等	7
(3) 取組に係るK P I	7
4 対象横断的な取組	7
(1) 目標	7
(2) 主な取組等	8
第5 推進体制・進捗管理方法	8
第6 その他	8

第1 趣旨

バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期（概ね平成5年から平成16年）に学校卒業期を迎えた、いわゆる「就職氷河期世代」¹においては、卒業時、不安定な就労や無業に移行したこと、本来の希望と乖離した条件等で就職せざるを得なかったことによる早期離転職などが端緒となり、今なお、不安定就労等を余儀なくされている者も少なくない状況にある。

こうした状況を踏まえ、令和元年5月、厚生労働省においては、「就職氷河期世代活躍支援プラン」（以下「厚労省支援プラン」という。）が策定され、6月には、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月閣議決定）において就職氷河期世代の活躍促進に向けて3年間の集中的な支援に取り組む方針が打ち出された。さらに「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月閣議決定）において、令和4年度までの3年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和5年度からの2年間の位置付け、成果を積み上げる旨の方針が定められた。

この方針に向けた施策の具体化を図るため、「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」（令和4年12月就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定。以下「行動計画」という。）が策定されているところである。

このため、行動計画等を踏まえて、島根県域における就職氷河期世代の活躍に向けた効果的な支援策のとりまとめ、各種施策の進捗管理等を統括することを目的として、島根労働局、島根県をはじめ、関係行政機関、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）、島根県内の経済団体、労働団体、支援団体等を構成員とする「しまね就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「しまねPF」という。）を令和2年5月29日に設置した。

これまでの議論等を踏まえ、しまねPFとして「事業実施計画」を策定し、就職氷河期世代の方々の活躍の機会が広がるよう、県内の機運を醸成し、各界が一体となって効果的かつ継続的な取組を推進していくこととする。

第2 実施期間

事業実施計画の期間は令和2年10月1日から令和7年3月31日までとする。

第3 現状と課題

厚労省支援プランによると、就職氷河期世代には、就業状態等に応じ、①不安定な就労状態にある者、②長期にわたり無業の状態にある者、③社会参加に向けた支援を必要とする者等があり、就職や社会参加に向け抱える課題は、極めて個別的で多様であるとされている。

1 令和2年4月1日時点において大卒で概ね38歳～49歳、高卒で概ね34歳～45歳に相当

これらの者の当面の目標は、働くことや社会参加など多様であり、また生活の基盤を置く地域の実情も多様であることから、個々人の状況に応じた支援メニューを積極的に届けていかなければならない。そのため、個人が置かれている状況やニーズをしっかりと受け止めるという姿勢をより一層浸透させる必要があることを念頭に取り組んでいくことが不可欠である。

以下、支援対象像ごとに現状と課題を整理する。

1 不安定な就労状態にある者(不本意非正規雇用労働者等)

島根県における「不安定な就労状態にある者」(35歳～44歳)は2,600人(人口比3.2%)²と推計されており、全国平均(人口比3.1%)より高い状況にある。

これらの者のうち、特に就職氷河期世代に該当する層においては、学卒時における社会情勢等から、不本意ながら不安定な就労を選択せざるを得なかったため、離転職を繰り返す、キャリアを形成する機会に恵まれない等、企業に評価される職務経験が不足しているために希望する就職が困難な者も多い。

これまで、ハローワークと島根県との連携による相談支援や公的職業訓練の提供等により、不安定な就労状態にある者も含めた県内の求職者の就職支援を推進してきたところであるが、こうした状況にかんがみ、今後、個々の支援対象者の置かれた状況に応じたきめ細かな相談支援、支援対象者の職歴だけでは判断できない適性や能力等が求人企業にも十分伝わるような工夫を凝らしたマッチング支援や、安定就労に有効な職業能力等の習得機会の提供など、不本意非正規雇用労働者等の正社員就職実現に向けた支援の必要がある。

2 長期にわたり無業の状態にある者

島根県における「長期にわたり無業の状態にある者」(35歳～44歳)は1,900人(人口比2.3%)³と推計されており、全国平均(人口比2.3%)と同水準となっている。

これまで、国と県との連携により展開している「地域若者サポートステーション(以下「サポステ」という。)」において、一定期間無業状態にある15歳～49歳までの者に対し、心理相談も含めた個別相談、コミュニケーション能力向上のための研修、働く自信をつけるための就労体験など職業的自立に向けた支援を実施してきたところである。

しかしながら、就職氷河期世代に該当する者は時代の経過により、サポステの支援対象を超える年齢となっている者も存在することから、今後は、これまでの

2 総務省「就業構造基本統計(2017年)」において、現在非正規雇用で働いており、かつ、現在の雇用形態に就いている理由について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者の数を基に、厚生労働省において算出した数値。

3 独立行政法人労働研究・研修機構(以下「JILPT」という。)[「若年の就業状況・キャリア・則行能力開発の状況③」]における無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学しておらず、配偶者なしで家事を行っていない者をJILPTが特別集計した数値。

取組で得られたノウハウを活かしつつ、就職氷河期世代全体をカバーできるように支援対象者の対象年齢の拡充を図ることが必要である。

加えて、潜在的な支援対象者へも支援を届けられるようにするため、支援対象者の把握や働きかけのための機能を強化していく必要があり、サポステと関係機関による連携をより一層進めていくことが必要である。

3 社会参加に向けた支援を必要とする者

「社会参加に向けた支援を必要とする方」に対しては、就労、就学、福祉的支援、医療機関での治療など、支援対象者ごとにニーズや状態が異なっており、訪問支援等による、きめ細やかな支援が必要となるため、今後も支援体制の整備、人材育成等を行っていく必要がある。

島根県においては、平成 27 年度に施行された生活困窮者自立支援法に基づく自立支援機関が全ての市町村に設置され、生活困窮者に対する包括的・継続的な支援体制が整備されている。

島根県では、相談員等に対する研修などの実施により、相談支援の質の確保・向上など、広域的な観点から市町村への支援を行っている。

島根県は、平成 27 年から、島根県立心と体の相談センター内に「島根県ひきこもり支援センター」、県内各保健所（7 圏域 8 カ所）に「ひきこもり支援センター サテライト」を設置した。また、令和 4 年 1 月から益田圏域において島根県ひきこもり支援センター地域拠点「いっぽ」を設置し、圏域内での相談、「家族教室」の開催、「出張相談」の実施等、相談支援体制の整備に取り組んでいる。

なお、各機関では本人や家族相談に応じており、それに加えてセンターでは、本人対象の小集団グループ活動、家族対象の「家族教室」・「研修会」や、「ひきこもり島根家族会」への参加、市町村等相談機関対象の「研修会」などの支援も行っている。

各市町村では、「ひきこもり相談窓口」を設置し、相談に応じているが、近年相談件数が増加している。また、その対応や支援の仕方に課題を抱えている市町村が多いこと、様々な分野の支援機関が連携して支援していくことが重要であることから、人材の育成、ネットワークの構築などの取組を強化し、より身近な市町村域における支援内容の充実を図っていく必要がある。

第 4 目標・主な取組等

第 3 で整理した現状と課題を踏まえ、しまね P F として今後、以下の通り目標を掲げ、取組を推進していく。

1 不安定な就労状態にある者

(1) 目標

国の就職氷河期世代支援プログラム⁴においては、5年間の取組で就職氷河期世代の正規雇用者を30万人増やすことを目指すとされている。この30万人という目標を島根県の支援対象者規模に置き換えると1,500人⁵となる。これを目安として、しまねPFにおいても、就職氷河期世代で不安定な就労状態にある者等の支援を強化し、不本意ながら非正規就労を余儀なくされている者等の正規雇用での就業の増加を目指す。⁶

(2) 主な取組等

【相談支援】

ア ハローワーク松江に就職氷河期世代専門窓口を設置し、職業相談係と求人係が一体となったチーム支援を行い、各関係機関と連携し支援対象者の就職及び定着を図る。また、その他のハローワークにおいても同様な支援を行う体制を構築し相談にあたる。〔島根労働局〕

イ サポステ島根、ミドル・シニア仕事センター、レディース仕事センターにおいて、個別就職相談等伴走型就職支援を実施する。〔サポステ、島根県〕

【職業能力開発等に向けた支援】

ア 従来の求職者支援訓練、離職者訓練（施設内訓練）の実施に加え、就職氷河期世代を含めた安定就労を目指す者が、個々人の状況に応じて安定就労に有効な職業能力等の習得ができるよう、求人者ニーズの高い介護などの職業訓練コース（短期・短時間特例コースを含む）を求職者支援訓練に設定し、実施する。

〔機構島根支部、島根労働局〕

イ 就職氷河期世代に該当する者で、「海技大学校」及び「海上技術短期大学校」で訓練を受け資格を取得したものの、船員として就職できなかった者の就職を促進するための再訓練を実施する。〔中国運輸局島根運輸支局〕

ウ 県立高等技術校において、施設内訓練を実施するほか、離職者訓練（委託）として医療・福祉などの長期高度人材育成コースを設定し、国家資格の取得等による高度な職業能力の習得によって安定就労を図る。〔島根県〕

【マッチング支援】

ア 就職氷河期世代に該当する者を対象にした限定求人（雇用期間の定めがなく、経験を問わず、35歳以上55歳以下の年齢条件、選考法は原則面接のみ）の

4 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

就職氷河期世代の就労や社会参加への支援について、今年度までの3年間の集中取組期間に加え、2023年度からの2年間で「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる。公務員等での採用を推進し、地方自治体の取組も後押ししながら、相談、教育訓練から就職、定着までの切れ目のない支援を行い、民間企業での採用を促すとともに、個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援に取り組む。第二ステージを含めた取組により、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規の雇用者について30万人増やすことを目指す。

5 出典：厚生労働省 都道府県別・就職氷河期活躍支援プログラム 対象者数推計表

「不安定な就労状態にある方」島根県 2600人/全国 541,700人×100≒0.5%

30万人(国の目標)×0.5%=1,500人(島根県の3年間の目標)

6 第4の1の支援対象者に係る目標として記載しているが、第4の2及び3の支援対象者で正規雇用を目指す者も含む。

提出を県内の中小企業等に呼びかける。〔島根労働局、経済団体⁷⁾〕

イ 島根労働局にコーディネーターを設置し、正規雇用化等の安定した就労支援を図るため、経済団体との協力の下、ニーズに合わせた職場体験・職場実習の機会を確保する。〔島根労働局、経済団体〕

ウ 民間事業者による創意工夫を活かした中小企業と就職氷河期世代を含む多様な人材とのマッチング事業を実施する（委託事業）。⁸⁾

〔中国経済産業局、経済団体〕

エ 非正規雇用労働者等の正社員就職を促進するため、就職支援セミナー、合同企業説明会等を実施する。〔島根県経営者協会、島根県、島根労働局〕

オ ミドル・シニア仕事センター及びレディーズ仕事センターにおいて、再就職支援セミナーや合同企業説明会等を実施する。〔島根県〕

【地域の企業向けの支援】

ア 就職氷河期世代の者を採用する際に活用できるトライアル雇用助成金、特定求職者雇用開発助成金、船員計画雇用促進等事業や、非正規雇用労働者を正社員化する制度の導入の際に活用できるキャリアアップ助成金、人材開発支援助成金、内航船員就業ルート拡大支援事業等の各種制度の周知や活用促進を行うことで、企業における就職氷河期世代の者の採用等を支援する。〔島根労働局、中国運輸局島根運輸支局、経済団体、連合島根〕

イ 採用した人材の定着や育成に向けた職場定着セミナーや、企業コンサルタントの派遣による非正規雇用労働者の正社員化に向けた取組への助言等により、企業の就職氷河期世代の者等に係る雇用管理を支援する。

〔島根県経営者協会、島根労働局〕

(3) 取組に係るKPI

- ・ハローワークにおける正社員就職件数について、今後5年間で25,000件以上を目指す。⁹⁾
- ・ハローワークにおける正社員求人数について、今後5年間で165,000人以上を目指す。¹⁰⁾
- ・ハローワークにおいて、今後5年間で5,435人以上の就職氷河期世代支援対象者を支援する。¹¹⁾

7 島根県経営者協会、島根県商工会議所連合会、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会がすべて揃っている場合は、経済団体と記載している。

8 それぞれの機関での後援・共催を含む。

9 全年齢層での目標。(令和2年度の目標数が5,023件であり、5年間で約25,000件以上とした。)

10 全年齢層での目標。(令和2年度の目標数が33,134人であり、5年間で約165,000人以上とした。)

11 令和2年度のハローワークにおける求職者のうち就職氷河期世代支援対象者(3,923人)の正社員就職率27.6%を基に、島根県の5年間の目標1,500人を考慮して、就職氷河期世代支援対象者数を算出。(5年間の目標1,500人÷就職率27.6%×100=5,435人)

2 長期にわたり無業の状態にある者

(1) 目標

サポステを中心に、当事者やご家族の希望に応じ、求職活動へ踏み出すための支援を行い、就労その他の職業的自立につなげることを目指す。

(2) 主な取組等

【相談支援】

ア サポステの支援対象年齢をこれまでの39歳までから49歳までに拡大し、これに併せスタッフを増員するなど、就職氷河期世代の無業者に対する相談体制を強化する。〔サポステ、島根労働局〕

イ サポステにおいて、臨床心理士によるカウンセリングや職業人講話等の仕事セミナー、保護者交流会を開催する。〔サポステ、島根県〕

【関係機関との連携強化】

ア サポステにおいて、地域の関係機関と情報共有を図りつつ、各関係機関が支援している支援対象者を幅広く把握し、サポステも支援に加わることで個々人の状況に対応した一層きめ細かな職業的自立支援につなげる。

〔サポステ、島根県社会福祉協議会、島根県、島根県ひきこもり支援センター、島根労働局〕

【就労体験の機会の確保】

ア サポステに推進員を配置し、職業的自立支援や多様な形態での就労実現を図るため、経済団体等との協力の下、ニーズに合わせた長期・短期就労体験を実施する。〔サポステ、島根県社会福祉協議会、経済団体、島根県、島根労働局〕

【地域の企業向けの支援】

ア 長期にわたり無業の状態にある者の、個々の状況に応じた働き方の導入を推進するため「島根働き方改革推進支援センター事業」を活用し、テレワーク等多様な働き方の周知や制度導入を支援する。

〔経済団体、連合島根、島根県、島根労働局〕

(3) 取組に係るKPI

- ・サポステの新規登録者数について、今後5年間で1,200人以上を目指す。¹²
- ・サポステにおける就職等件数について、今後5年間で825件以上を目指す。¹³

3 社会参加に向けた支援を必要とする者

(1) 目標

当事者及びご家族のニーズや状態に応じ、支援が必要な者に確実に支援が届く

¹² 全年齢層での目標。(令和2年度の目標数が240人であり、5年間で1,200人以上とした。)

¹³ 全年齢層での目標。(令和2年度の目標数が165件であり、5年間で825件以上とした。)

よう、身近なところで相談し、支援を受けられる体制を整備するとともに、地域における様々な関係機関のネットワークを構築することによって、当事者が社会とつながりながら地域生活を送ることができることを目指す。

(2) 主な取組等

【相談支援】

ア 地域での相談・支援の充実を図るため、市町村や自立相談支援機関などの様々な関係機関を対象とした研修会を実施し、支援者の資質向上を図る。

〔島根県、市町村〕

イ 生活困窮者自立相談支援機関をはじめとした関係機関の相談窓口や支援内容等を周知するため、リーフレットの配布やHPの掲載等による情報発信を行う。

〔島根県、市町村〕

【社会活動への参加】

ア 社会参加に向けた多様なボランティア体験メニューの充実・強化を図る。

〔サポステ、島根県社会福祉協議会〕

【地域でのネットワーク形成】

ア それぞれの地域における、様々な関係機関のネットワーク構築の取組を強化するため、地域単位のネットワーク会議の設置に努めるとともに、この会議を就職氷河期世代活躍支援事業における地域プラットフォームとして位置づけ、しまねPFとの連携を図る。〔島根県、島根県ひきこもり支援センター、島根労働局、島根県社会福祉協議会〕

イ 当事者及びご家族が身近なところで相談できるよう、市町村の相談窓口を明確化し、住民に周知を図るとともに、市町村圏域でのネットワークの構築に努める。〔島根県市長会、島根県町村会、島根県〕

(3) 取組に係るKPI

- ・自立相談支援機関職員の資質向上を目的とした研修の実施。
- ・市町村における生活困窮者自立支援機関の訪問支援体制の充実や就労準備支援事業への取組の促進。
- ・居場所をはじめとする多様な社会参加の場の確保の促進を図る。
- ・県と市町村等によるひきこもり支援ネットワークを強化するための会議の開催。

4 対象横断的な取組

(1) 目標

第4の1から3に記載した各種の取組等を着実に実施していくことと併せて、支援が必要な方等に対する取組の周知及び活用促進を図るとともに、本計画の実施状況を把握・検証することで、より効果的な取組となることを目指す。

(2) 主な取組等

ア 第4の1から3に記載した各種の取組等の周知や就職氷河期世代の者の活躍促進、その受け皿となる企業等の理解や受け入れ促進等を図るため、あらゆる手段（メディア、広報誌、機関誌、SNS、WEB、イベント等）を活用し、効果的に伝わる周知・広報を行う。〔しまねPF全構成員〕

イ 第4の1から3に記載した各種の取組の成果等を把握・分析できるよう、必要なデータや支援事例等の収集・整理に努める。

〔島根労働局、島根県〕

ウ 県内の各市町村が実施する就職氷河期世代支援のための取組について情報収集を行い、必要な連携を図る。また、他都道府県における取組例についても情報収集を行う。〔島根労働局、島根県〕

第5 推進体制・進捗管理方法

事業実施計画の効果的な推進を図るため、しまねPF事務局において進捗状況の把握及び管理を行い、しまねPF設置要領の5に規定する会議において公表する。

なお、その進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直すこともあり得る。

第6 その他

事業実施計画の実施に当たり、課題、疑義等が生じた場合は、しまねPF内の関係機関で協議を行うとともに、国に対しても情報共有を行うこととする。

事業実施計画については、毎年度の実施状況を踏まえた見直しの他に、国から改めて示される都道府県計画の考え方を踏まえた見直しを行うことがある。

なお、事業実施計画の記載のうち、労働局、県及び市町村の取組に係る記載については、今後の予算審議等の状況により修正・変更等があり得る。

第7 附則

この事業実施計画書は、令和3年6月2日から改定する。

この事業実施計画書は、令和3年11月26日から改定する。

この事業実施計画書は、令和5年7月11日から改定する。